

議 事 録

平成28年第2回定例会

[初 日]

平成28年6月9日（木）

開 会	
議 長	総務課長
総務課長	おはようございます。 町民憲章の朗読をしますのでご起立をお願いいたします。 本文のみ読み上げます。ご唱和をお願いします。 町民憲章 一つ、私たちは、豊かな自然に満たされた筑前町をつくります。 一つ、私たちは、伝統と文化を守り育てる筑前町をつくります。 一つ、私たちは、平和を願い、命を大切に作る筑前町をつくります。 一つ、私たちは、人を思いやり、共に支え合う協働の筑前町をつくります。 一つ、私たちは、子どもが元気で健やかに育つ筑前町をつくります。 一つ、私たちは、健康で希望に満ち、活気と笑顔あふれる筑前町をつくります。 ありがとうございました。
議 長	おはようございます。 本日の出席議員は、１６人につき定足数に達しております。 ただ今から、平成２８年第２回筑前町定例会を開会します。 （１０：００）
日程第１	
議 長	日程第１「会議録署名議員の指名」を、行います。 本定例会の会議録署名議員は、会議規則第１２４条の規定によって、 ５番 奥村忠義議員及び６番 木村博文議員を、指名します。
日程第２	
議 長	日程第２「会期の決定について」を、議題とします。 お諮りします。 本定例会の会期は、本日６月９日から６月１６日までの８日間としたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 （異議なし）
議 長	異議なしと認めます。 したがって、会期は、本日から６月１６日までの８日間と決定しました。
日程第３	
議 長	日程第３ 「町長のあいさつ及び提案理由の説明」を求めます。 町長
町 長	おはようございます。 本日は、平成２８年第２回定例会を招集しましたところ、全員ご出席いただきましてありがとうございます。 大災害をもたらした熊本地震はいまだ余震がおさまっておりません。お亡くなりになられた方々に謹んでご冥福をお祈りし、また被災されました方々に心からお見舞いを申し上げます。 筑前町でも多くの方々、団体が支援活動に尽力されています。心から敬意を表するところでございます。町も職員の派遣を行い、また町会計から２００万円の義援金や支援物資を関係機関を通じて現地へ届けているところです。隣県での災害の１日も早い復旧を願い、今後も支援活動の継続が必要であると考えているところでございます。 さて、筑前町では小中学校、保育所での春の運動会が定着いたしました。雨にも負けず元気に演技、競技する子どもたちに感動したところでもございます。 また、町面積の約３分の１を占める水田は麦の収穫を終え、田植えの準備が進んで

	おります。町面積6,735haのうちおよそ1,250haに稲が作付され、約9万人分の米を生産します。さらに大豆等の転作作付けは687haでおよそ7万人分の生産量です。 初夏から初冬にかけて米、麦、大豆、野菜等の食料を生産し、筑前町ならではの四季の田園風景が広がります。数千年間、災害をも乗り越え営々と引き継がれた農の町、食の町である筑前町原風景でもあります。その数千年の歴史を編纂した筑前町史がこのたび刊行の運びとなりました。歴史を振り返ることは未来を語ることであります。今、時代の変革期だからこそ歴史に学び新たな時代を創生しなければならないと考えるところです。 それでは、本日提案します議案等10件の提案理由の説明を申し上げます。 なお、今会期中に追加議案の上程を予定していますので、このことにつきましてもよろしくお願いいたします。 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、人権擁護委員の任期が平成28年12月31日をもって任期満了となるので、再任のため候補者として推薦しようとするものです。 報告第1号 株式会社筑前町ファーマーズマーケットみなみの里の経営状況につきましては、当該法人より経営状況を説明する書類の提出があり、これを承認したので地方自治法の規定により報告するものです。 報告第2号 平成27年度筑前町一般会計予算の繰越明許費繰越につきましては、3月定例会においてご承認いただきました、甘木線経営安定対策事務ほか7事業の繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令の規定により報告するものです。 承認第6号 専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、平成27年度の筑前町国民健康保険事業特別会計において、歳入が歳出に不足することにより、地方自治法施行令の規定に基づく繰上充用を行う必要が生じたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分をしたものです。 議案第35号 筑前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令等の施行に伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたことにより議会の議決を求めるものです。 議案第36号 筑前町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたことにより議会の議決を求めるものです。 議案第37号 筑前町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、福岡県重度障害者医療費支給制度が平成28年10月1日より改正されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたことにより議会の議決を求めるものです。 議案第38号 筑前町営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、老朽化に伴い松延団地を解体したため、筑前町営住宅設置条例の一部を改正する必要が生じたことにより議会の議決を求めるものです。 議案第39号 平成28年度筑前町一般会計補正予算（第1号）につきましては、補正額7,243万8,000円を増額し、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ132億9,851万4,000円とするものです。 主な補正内容としましては、 ・昨年度に引き続き、消費税率の引き上げによる影響を緩和することを目的として支
--	---

	給する 臨時福祉給付金 4,483万3,000円 ・住宅リフォーム補助について、申込件数が当初の見込を上回ることが予想されるため、増額を行う 住宅リフォーム補助事業 1,000万円 ・マイナンバー制度システムの稼働にあたり、中間サーバーとの連携をとるための電算システム運用管理事業 928万8,000円 ・「筑前町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の実現のため、農業者等の連携による6次産業化に資する取り組みに対し、補助金を交付するための 特産品の開発・振興事業 700万円 などを追加するものです。 議案第40号 平成28年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、補正額65万9,000円を増額し、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ43億152万4,000円とするものです。 以上が、本日提案します議案の提案理由です。 慎重にご審議をいただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、あいさつ並びに提案理由の説明といたします。よろしくお願いいたします。
議 長	町長の提案理由の説明が終わりました。
日程第4	
議 長	日程第4 諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を、議題とします。 説明を求めます。 人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	おはようございます。 議案書の2ページをお願いします。 諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」 人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。 本日提出、町長名でございます。 氏名 上田一正 住所 福岡県朝倉郡筑前町四三嶋972番地 生年月日 昭和25年11月3日 提案理由につきましては、町長が説明されましたので省略いたします。 なお、上田一正氏の経歴につきましては、別添の参考資料をご参照いただきたいと思います。 以上、提案いたします。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 河内議員
河内議員	参考資料のほうなんですけれども、その他の経歴で一番下に、平成25年10月から人権擁護委員となっていますが、任期満了は12月31日ということですが、これの違いが分かりませんのでお答えください。
議 長	人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	お答えします。 前回の人権擁護委員の方から、年に大体3回の任期交代がありました。年に2回に変更という形で、該当する方は2カ月延長と、任期がですね。 そういうことで、10月が12月末になったという形になります。以上です。
議 長	これで質疑を終わります。

	これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	これで討論を終わります。 諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を、採決します。 諮問第2号は、これに同意することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、同意することに決定しました。
日程第5	
議 長	日程第5 報告第1号「株式会社筑前町ファーマーズマーケットみなみの里の経営状況について」を、議題とします。 報告を求めます。 農林商工課長
農林商工課長	議案書3ページをお願いいたします。 報告第1号「株式会社筑前町ファーマーズマーケットみなみの里の経営状況について」 筑前町ファーマーズマーケットみなみの里から経営状況を説明する書類の提出があり、これを承認したので地方自治法第243条の3第2項の規定により、別冊のとおり提出する。 本日付け、町長名でございます。 それでは、お手元のほうに別冊資料を2冊配布をさせていただいております。 そのうち報告第1号関係、添付資料1、第8期決算報告書をお願いいたします。 なお、記載の金額につきましては、すべて税抜きで金額で記載をされておるところでございます。 まず、1ページ目でございます。貸借対照表の左側、資産の部でございます。 流動資産の合計は7,221万299円、内訳は、下記に記載されております現金及び預金から積立金の合計でございます。 次に、固定資産として2,486万9,379円です。 内訳としましては、有形固定資産2,342万1,892円、無形固定資産139万9,167円、その他の資産ということで4万8,320円でございます。 このうち有形固定資産の建物及び建物付属設備につきましては、昨年みなみの里が増設しましたレストラン裏の筑前工房の固定資産でございます。 以上、試算の部の合計といたしまして9,707万9,678円でございます。 次に、右側の負債の部でございます。 流動負債の合計は4,457万347円であり、内訳は、買掛金、未払金をはじめ、下記記載のとおりでございます。 次に、純資産の部につきましては、当期資本金4,100万円でありまして、これは前期から額の変更はあっておりません。 次に、利益剰余金1,150万9,331円は、前期までの任意積立金1,099万5,623円と、当期の利益剰余金51万3,708円の合計でございます。 以上により、第8期の純資産の合計は5,250万9,331円であり、負債及び純資産の部の合計が9,707万9,678円となっておりますところでございます。 続きまして、2ページ目の損益計算書をお願いいたします。 純売上高2億4,263万2,385円でございます。

	なお、直売所の売上につきましては、税法上受託販売手数料収入として5,802万7,010円が計上されておるところでございます。 次に、売上原価合計1億6,206万8,816円は、商品仕入れや当期製品製造原価などの経費でございます。 以上、純売上高から当期売上原価及び販売費及び一般管理費8,836万8,879円などを差し引きまして、営業損失745万2,886円でございます。 次に、営業外収益の合計が898万39円ですが、主なものは自動販売機手数料及びテナントの家賃収入、補助金収入などでございます。 また営業外の費用62万7,045円につきましては、切手類の仕入代などでございます。 以上トータルいたしまして、経常利益90万108円となり、法人税等を差し引き当期純利益が51万3,708円の決算となっておるところでございます。 なお、3ページ目のほうに、先ほど説明いたしました販売費及び一般管理費の内訳が記載されておるところでございますが、下から2項目目に寄付金500万3,000円と記載されております。これは、本年3月に町に対しての寄付金500万が計上をされておるところでございます。 続きまして、4ページでございます。 4ページ目に、直営製造部門の製造原価報告書が記載されておるところでございます。 また、5ページ目、6ページ目に決算に関する資料、7ページ目に監査意見書の添付がされておるところでございます。お目通しのほうをよろしく願いいたします。 以上で、株式会社筑前町ファーマーズマーケットみなみの里の経営状況の報告を終わります。
議 長	報告が終わりました。 これから、質疑を行います。 河内議員
河内議員	資料の1ページです。 貸借対照表の負債の部なんですけれども、流動負債の上の2段の内訳を教えてください。未払金とその上は買掛金、その内訳を教えてください。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 まず、上段買掛金の関係でございます。 買掛金につきましては、資材の、例えば品物代ですね。これの買掛で、現在未払分の関係でございまして、パン生地それからレストランの材料代等々でございます。 これにつきましては、ご存じのとおり決算というのは3月末でございますので、現時点ではもう支払済みという形になっておるところでございます。 それから未払金でございます。 未払金につきましては、電気代それからシルバーの委託料、それから施設管理の、ビル管理の委託料関係でございまして、これも3月末時点で未払いであったということで、計上になっておるところでございます。以上です。
議 長	川上議員
川上議員	この決算報告の内容、500万の寄付金についてお尋ねをいたします。 損益計算書によりますと、やはり営業利益はですね、やはり今年も700万以上の赤字になっておると。それに営業外利益ですかね、収益によってその赤字を補填しているというのが現状で、今までどおりの経営状況が続いているのじゃないかなと思っておるところでございますが。

	みなみの里が開店してもう7年、決算終わっていますが、内部留保として積み立てておられるのが1,100万程度ということであります。 私はですね、将来を見据えた場合には、やはり足腰の強い事業体と言いますか、そういうものが重要ではないかと思えますし、また、今後の施設管理費等も考えればですね、私はやはり内部留保として積み立てたほうがいいんじゃないかなということ判断をしておったわけです。 ところが今回、500万の寄付を3月にされておりますが、そこで、これももう役員会で決まったとは思いますが、そこでファーマーズマーケットみなみの里の社長であります町長にですね、その経緯について、まずお尋ねをいたします。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 まずお断りでございますけれども、今日は社長という立場ではございませんで、あくまで町長として町の意見を会社に伝えるという立場でお答えをさせていただきたいと思っております。社長としてのこの場での立場となれば、それなりの手続きが要るものですからご了解をいただきたいと思います。 まず、この第3セクターという性格、この議論は前回もしたことがございますけれども、そんなに利益追求型の組織でないということをご理解いただいていると思うところでございます。 第3セクターで代表的なのが甘木鉄道でございまして、あそこもかなりの税等を充当しながら運営しておって、ようやく黒字であるということでございます。本施設についても、収支はあまり大きく利益を求めるものではなかろうということでございます。 ただ言われましたように、もっと組織の体質強化、体力をつけるべきだろうという話はもっともでございまして、実はここまでに至りますには、職員の人件費の改善、昇給等を大幅に行わせていただいております。 ですから、うちの職員の人件費等は非常に、賃金の最低賃金にちょっと上乗せした形で今まで支給しておりましたけれども、ここまでの会社になりましたので、もう少し改善をしていきたいという考えの下で、取締役会議で協議をいたしまして、まず1番に、職員の賃金改善をやるべきだろうということで、その分にまずもって利益が出るような予定のものをですね、充当させていただいております。 その上で収支がトントンになるような形でさせていただくと。そして町の方にも十分いろいろ様々に、今、建物自体の償還もしていただいておりますので、500万程度は寄付ができるのではなかろうかという協議の下で、決定をさせていただいたという経緯でございます。 ですから、毎年この寄付ができるかというのも分かりませんけれども、でも精一杯やっていきたいという会社の方針でもございます。 地域振興について、補助金等も受け取るべきは受け取らせていただきたいと。ただ、そういった利益が出ればですね、町のほうにも寄付させていただきたいと、そのようにも考えているところでもございます。 また基本的に、大幅な改修工事等が必要になればですね、これは町の規約でありますように町の責任で、建物自体は所有しているわけでありますので、大幅な工事については町の責任で改修工事行っていくということになろうかとも思っております。 以上でございます。
議 長	川上議員
川上議員	分かりました。 確かにですね、職員の方の福利厚生も大事でございますので、ぜひ頑張っていただ

	きたいと思うんですが。 ただ、せっかくこの５００万という寄付を町にさせていただいたわけですが、それはまた有効にですね、また使っていただかなくちゃならないと思います。 そこで、３月に寄付をされたわけですが、どのようにこれを充当されたのか、お尋ねをいたします。
議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 ３月の補正で上げております。その中で基金に積み立てるという形をとっております。以上でございます。
議 長	川上議員
川上議員	基金で積み立てていただいて、また農業振興に使っていただければいいと思うんですが。 実は今度の補正にですね、やはり６次産業化の補助金として７００万円、そったく基金から入れられてされておるようですが、できればそったく基金からじゃなくても、こういうものでも使われるんじゃないかなということもちょっと考えました。これはまた、今後の使い道でございますので考えていただきたいんですが、もうそったく基金から７００万も出してするよりも、できればこういうものをですね、即使っていただいたらどうかなということでございますので、ぜひこういうことは考えていただきたいと、要望でございます。以上です。
議 長	これで質疑を終わります。 これで報告第１号「株式会社筑前町ファーマーズマーケットみなみの里の経営状況について」の報告を終わります。
日程第６	
議 長	日程第６ 報告第２号「平成２７年度筑前町一般会計予算の繰越明許費繰越について」を、議題とします。 報告を求めます。 財政課長
財政課長	それでは、議案書の４ページをお願いいたします。 報告第２号「平成２７年度筑前町一般会計予算の繰越明許費繰越について」 平成２７年度筑前町一般会計予算の繰越明許費について、地方自治法施行令第１４条第２項の規定により、別紙繰越明許費繰越計算書のとおり報告する。 本日付け、町長名でございます。 ２７年度の補正第５号、６号においてですね、繰越明許費を議決いただいております。事業について、自治法の規定によりまして繰越明許計算書を調整いたしましたので報告をいたすところでございます。 次のページでございます。 内容につきましては、総務費につきましては、甘木線安定対策事業それから電算システム運用管理事業、それから通知カード・個人番号カード関連事務についてでございます。 それから民生費につきましては、障害者システム改修委託業務、年金生活者等支援臨時福祉給付金、土木費につきましては、多目的運動公園整備事業、教育費につきましては、夜須中学校体育館天井改修工事、三輪小学校体育館天井改修工事でございます。 財源の内訳につきましては、国庫支出金３億３,２３３万１,０００円、地方債２億２,５２０万円、そしてその他といたしまして、公共施設等管理整備基金から１,３９０万円をすところでございます。

	以上で説明を終わります。
議 長	報告が終わりました。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これで報告第2号「平成27年度筑前町一般会計予算の繰越明許費繰越について」の報告を終わります。
日程第7	
議 長	日程第7 承認第6号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成28年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を、議題とします。 説明を求めます。 健康課長
健康課長	議案書6ページをお願いします。 承認第6号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。 本日付け、町長名でございます。 提案理由は、町長の提案理由説明のとおりでありますので省略いたします。 7ページをお願いします。 専決処分書です。 平成28年専決第5号、5月31日に専決処分したものであります。 別冊の国保会計補正予算（第1号）をお願いいたします。 1ページです。 平成28年度筑前町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億86万5,000円とする。 平成28年5月31日専決、町長名でございます。 事項別明細書で説明をいたします。 7ページをお願いいたします。 まず、歳出であります、13款1項1目前年度繰上充用金、補正前の額0、補正額2億4,900万円、計2億4,900万円でございます。 5月31日に補正予算を専決処分をさせていただきましたけど、この時点で最終的な収入の確定処理ができておりませんでしたので、若干補正額に余裕を持った予算とさせていただきます。 なお、赤字の確定額につきましては、2億4,841万3,158円となっております。 この額を、前年度の27年度国保会計に繰上充用することで、27年度国保会計の赤字を埋め合わせることとなります。 次に、6ページの歳入でありますけど、11款4項7目歳入欠かん補填収入、補正前の額0、補正額2億4,900万円、計2億4,900万円でございます。 歳入欠かん補填収入につきましては、歳入欠かんによる予算編成はできませんので、予算上の措置として計上をしているものでございます。 27年度に国保税率の引き上げを行いましたけど、被保険者の減少、所得の減少などによりまして、予定していた増収額には届かなかったこと、また、被保険者数は減少しているものの一人当たり医療費が増加をし、保険給付費総額が増加したことによ

	り、実質単年度収支が約１億７,３００万円の赤字となりました。 赤字補填を目的とした法定外の繰り入れを行いましたので、法定外繰入金１億円を差し引いた約７,３００万円の赤字が、これまでの繰上充用額に加算をされ、２７年度末時点での累積赤字額が約２億４,８４０万円ということとなります。 今後も累積赤字額が増加していくことが予想されます。また、３０年度には国保運営の広域化が実施をされ、その時点で国保税の大幅な引き上げが必要になることも考えられますので、国保財政について早急に研究、検討をしていきたいと考えております。 以上で、説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、承認第６号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成２８年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）」を、採決します。 本件は、承認することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、承認第６号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成２８年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）」は、承認することに決定しました。
日程第８～ 日程第１３	
議 長	会議規則第３５条の規定により、日程第８から日程第１３までを一括議題とします。 お諮りします。 一括議題とした日程第８ 議案第３５号から日程第１３ 議案第４０号までは、議案の説明のみ行いたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 それでは、順次議案の説明を求めます。 こども課長
こども課長	それではご説明いたします。 議案書８ページをお願いいたします。 議案第３５号「筑前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付け、町長名でございます。 提案理由につきましては、先ほど町長から説明がありましたとおりでございます。 家庭的保育事業等の設備及び運営につきましては、児童福祉法第３４条の１６の規定により、町が条例により定めるものとされております。その際、厚生労働省令で定める基準に従い、又は参酌するものとするとされております。

	この厚生労働省令で定める基準の一部が改正されたことに伴いまして、町で定める基準を、それに従い改正するものでございます。 改正の概要ですが、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、小規模保育事業及び事業所内保育事業に係る保育士の数の算定について、1人に限り保育士とみなすことができるものの追加、また、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所における職員配置基準を弾力化させるほか、避難用の屋内階段の要件を定める部分を改正するものとなります。 なお、職員配置基準につきましては、国の基準において市町村が従うべき基準として、また、設備基準については、参酌すべき基準として位置付けられています。 それでは、議案書9ページをお願いいたします。 9ページの第28条及び10ページから11ページにかけて、第43条におきまして建築基準法施行令の改正に伴い、それぞれ小規模保育事業A型、保育所型事業所内保育事業の設備基準が改正となります。 内容としましては、4階以上に保育室等が設けられている建物の避難用階段の規定について、開園設備として有効と認められる構造が規定化されたものです。 次に、10ページに戻っていただきまして、第29条第3項、第31条第3項、11ページの第44条第3項、第47条第3項につきまして、それぞれ小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型、保育所型事業所内保育事業所、小規模型事業所内保育事業所に関しての職員の規定になります。1人に限り保育士とみなすことができるものとして、准看護師が加えられました。 次に、12ページをお願いいたします。 小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例としまして、附則に第7条から第10条の4条が追加され、職員配置の基準が緩和されるものです。 第7条、第9条につきましては、保育士資格を有する者以外で保育士と同等の知識、経験を有すると認めるものの配置を可とするもの、第8条は、1人に限り保育士とみなすことができる有資格として、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭が追加されるものです。 第10条につきましては、第8条、第9条の規定を適用するときは、保育士資格を有する者を配置基準の3分の2以上配置しなければならないとするものです。 13ページになります。 附則、この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例は、平成28年6月1日から適用するとしています。 なお、この条例の対象となる家庭的保育事業等の施設につきましては、現時点では町内にはないことを申し添えます。 以上で、議案第35号のご説明を終わります。 続きまして、議案書14ページをお願いいたします。 議案第36号「筑前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付け、町長名でございます。 提案理由につきましては、先ほど町長から説明がありましたとおりでございますので、省略いたします。 放課後児童健全育成事業につきましては、児童福祉法第34条の8の2の規定により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないとなっており、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数について
--	--

	は、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとされております。 このたび学校教育法の改正により、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校に係る規定が設けられたことに伴い、この厚生労働省令についても義務教育学校の追加に係る所要の改正がされましたので、町の条例もその改正に準じるものです。 15ページをお願いいたします。 第10条につきましては、職員に関する規定となります。 第3項に放課後児童支援員の要件として1号から9号まで規定がされていますが、この第4号の中に義務教育学校の教諭となる資格を有する者が追加となっています。 附則でございます。 この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例は、平成28年4月1日から適用するとしています。 以上、ご説明を終わります。
議 長	健康課長
健康課長	議案書16ページをお願いいたします。 議案第37号「筑前町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付け、町長名でございます。 提案理由は、町長の提案理由の説明のとおりでございます。 17ページをお願いします。 今回の改正につきましては、28年10月施行の子ども医療費支給制度の改正に伴い、子ども医療費支給制度と重度障害者医療費支給制度の調整を行うものです。 主な改正点は、入院にかかわる自己負担額、認定における所得制限額、精神病床入院費用の助成の3点でございます。 要点のみ説明をさせていただきます。 第3条第1項につきましては、対象者を規定をしておりますけど、就学前は子ども医療費を適用することとなっていたものを、3歳以上は重度障害者医療の対象者とするものとなるものです。 18ページをお願いします。 第3条第2項第4号は、認定における扶養義務者の所得制限を規定しておりますけど、小学生までの所得制限額を特別児童扶養手当に規定する額から児童手当に規定する額に変更し、こども医療の所得制限額に合わせるものです。 19ページをお願いします。 第4条第1項第1号につきましては、入院における自己負担額を規定をしておりますけど、小学生までの自己負担額上限額を、月1万円から3,500円とし、こども医療に合わせるものです。 第3項につきましては、精神病床への入院に係る費用については、重度障害者医療費は支給しないこととなっていたものを、小学生までは支給することとし、子ども医療費に合わせるものです。 附則、この条例は、平成28年10月1日から施行いたします。 以上、説明を終わります。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	議案書22ページをお開きください。 議案第38号「筑前町営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。

	本日付け、町長名でございます。 提案理由につきましては、冒頭町長が説明した内容のとおりで省略いたします。 次の２３ページをお願いいたします。 筑前町営住宅設置条例の一部を改正する条例。 筑前町営住宅設置条例の一部を次のように改正する。 改正案と現行の比較対象でございます、松延団地を解体しましたので、松延団地を削除しております。 附則、この条例は、公布の日から施行する。 以上でございます。
議 長	財政課長
財政課長	議案書の２４ページをお願いいたします。 議案第３９号「平成２８年度筑前町一般会計補正予算（第１号）について」平成２８年度筑前町一般会計補正予算（第１号）を別冊のとおり提出する。 本日付け、町長名でございます。 別冊の平成２８年度一般会計補正予算（第１号）をお願いいたします。 １ページをお願いいたします。 平成２８年度筑前町の一般会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。 歳入歳出の補正につきましては、それぞれ７,２４３万８,０００円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ１３２億９,８５１万４,０００円とするものでございます。 ４ページ、５ページをお願いいたします。 歳入歳出の総括でございます。 歳出補正額の財源の内訳につきましては、臨時福祉給付金給付事業補助金と国県支出金が４,９２４万８,０００円、それからその他、そったく基金からの繰入金７００万円、一般財源として１,６１９万円でございます。 歳出の主なものから説明いたしたいと思います。 ７ページをお願いいたします。 ２款総務費でございます。 ２１目行政情報処理費９２８万８,０００円でございます。マイナンバー制度システム稼働にあたりまして、中間サーバーとの連携テストを行うものでございます。 ３０目地方創生費でございます。１,０００万円でございます。住宅リフォームの補助につきまして増額をするものです。 ３款民生費でございます。 １１目臨時福祉給付金４,４８３万３,０００円でございます。消費税引き上げによります影響を緩和するための低所得者に対しての臨時福祉給付金を支給するものでございます。 それから、５款農林水産業費でございます。 ３目農業振興費７００万円です。特産品の開発振興事業といたしまして、筑前町総合戦略の実現のために６次産業化に資する取り組みにつきまして、補助金を交付するものでございます。 次のページ、７款でございます。 ７款１目都市計画費につきましては、企業誘致係の新設に伴います積算システムの増設をはかるものでございます。 それから、９款教育費でございます。 ２目事務局費につきましては、教育環境の整備及び推進の一環といたしまして、立命館アジア太平洋大学の留学生との町内小中学校生の英語による交流を行う計画でございます。

	続きまして、歳入の主なものを説明いたします。 戻りまして6ページでございます。 一般財源といたしまして消費税交付金の留保分1,619万円でございます。 それから、15款国庫支出金4,902万3,000円でございます。臨時福祉給付金給付事業並びに社会保障・税番号制度システムの補助金でございます。 16款県支出金につきましては、農林水産業県補助金、女性農業者の活躍促進支援事業の補助金でございます。 19款繰入金につきましては、そったく基金からの繰り入れでございます。 以上、説明を終わります。
議 長	健康課長
健康課長	議案書25ページをお願いします。 議案第40号「平成28年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」 平成28年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。 本日付け、町長名でございます。 別冊の国保会計補正予算（第2号）をお願いいたします。 1ページです。 平成28年度筑前町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億152万4,000円とする。 本日付け、町長名でございます。 事項別明細書で説明をいたします。7ページをお願いします。 まず、歳出でありますけど、1款1項1目、13節委託料、補正額65万9,000円でございます。30年度の国保運営広域化に伴います国保システムの改修委託料です。 広域化に伴いまして、市町村の国保情報を県が集約するためのシステムとなります。システムの内容及びシステム改修補助金の内容が国から示されたのが4月以降であったこと、また10月には県への情報提供を始める必要があることから、今議会におきまして補正予算をお願いするものです。 事業費につきましては、国の100%補助となっており、6ページの歳入、3款2項3目国保制度関係業務準備補助金65万9,000円を計上いたしております。 以上で説明を終わります。
議 長	議案の説明が終わりました。
散 会	
議 長	以上で、本日の日程は、全部終了しました。 本日は、これにて散会いたします。 どうもお疲れでございました。 (10:56)